

発議第 7 号

東京電力福島第1原発にたまる処理水放出によって生じる「課題」に  
迅速に取り組むことを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和5年9月13日

提 出 者

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

賛 成 者

八雲町議会議員 安 藤 辰 行

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議員 牧 野 仁

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

東京電力福島第1原発にたまる処理水放出によって生じる「課題」に  
迅速に取り組むことを求める意見書

東京電力福島第1原発にたまる処理水の放出事業が8月24日から始まった。

ここに至るまで「理解」という言葉を政府は何度も使ってきている。今から8年前の2015年、政府と東京電力は「関係者の理解なしには、如何なる処分も行わない。」と文書で約束をした。しかし、これ以降の政府は“安全性の情報発信”と“風評被害対策”への注力ぶりとは対照的に、「地元の合意形成」は置き去りにされ、「全国的な影響への視点」に至っては、残念ながら欠けていたと言わざるを得ない。

処理水の問題は、廃炉作業で生じる数ある廃棄物の一つに過ぎない。推計880トンの溶け落ちた燃料デブリの処理問題や大量の瓦礫の処分問題も「関係者の理解」なしでは、前に進まないはずだ。もちろん「理解」に齟齬があってはならない。

政府と東京電力には、“地元や水産関係者”と共に“廃炉のあり方”を考える姿勢に転換しなくては、“復興と廃炉の両立”はできないだろう。

今回の中国による水産物の全面禁輸措置を「想定外」として対応を怠ることは許されない。これからの処理水や廃炉作業は、30数年間にも及ぶという。この間に何度の「想定外」が潜んでいるのかという疑念が持たれるような行動は厳に慎むべきだ。これ以上、漁業・水産加工業者を不安にさせないためにも「約束された事」は速やかに実行しなくてはならない。

以下、「約束された事」に基づく「関係者」の希望を列挙する。

記

- 一、風評被害の判断・基準づくりを漁業・水産加工業者を交えて作り、迅速且つ完全に遺失利益の補償を実行すること。
- 一、ホタテをはじめ、水産物の新たな輸出先や販路開拓への支援をすること。
- 一、ホタテの地場加工を進める上での設備投資とHACCP対応への支援、併せてそこで働く労働力確保への支援をすること。
- 一、ホタテ以外の水産物にも広がる影響を注視して対応すること。
- 一、これを機に作られた“協議の場”を活用し、「これからの漁業・水産加工業」について継続して協議すること。

これらの事柄について、当事者である全国の漁業・水産加工業者を広く参集し、十二分に協議して、中身を煮詰めて、“実効性のある対策”が講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月13日

北海道二海郡八雲町議会議長 千葉 隆

【提出先】  
内閣総理大臣

内閣官房長官  
経済産業大臣  
農林水産大臣